

足立区私立保育園施設整備費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区（以下「区」という。）の児童福祉施策の推進に協力する社会福祉法人等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育園」という。）を整備するに当たり、区が、その整備に要する費用について、予算の範囲内において補助を行うことにより、私立保育園の整備を促進し、もって入所児の処遇の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第1条の2 補助の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法第56条の2第1項第1号に規定する法人
- (2) 株式会社その他区長が特に必要と認める法人

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法人等（前条に規定する法人をいう。以下同じ。）が区内に設置する保育園の新設、増築、改築、大規模な修繕等の施設整備事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国又は都が実施する保育所等の建物又は内装工事に係る施設整備費補助金（以下「国・都補助金」という。）の内示を受けた事業であること。
- (2) 施設の整備及び運営は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）のほか、国・都の法令等に適合するものであること。
- (3) 補助事業の計画及び方法が前条に定める目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待できるものであること。
- (4) 補助事業の実施に要する費用について財源措置が確実なものであること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な別表第1に定める経費とし、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築することよりも、効率的であると認められる場合を除く。）
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる事業ごとに、当該各号により算出された額を、当該年度の工事の出来高に応じて予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 国交付金又は国・都補助金の算定に用いられる補助率が3分の2である事業
ア 別表第2の基準額表により算出した基準額の合計金額を、補助基準額とする。

イ 補助基準額と、対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額に8分の7を乗じる。ただし、区が東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助金による事業者負担軽減事業において16分の3の補助率が適用される場合は、「8分の7」とあるのは「16分の15」と読み替えて適用するものとする。

(2) 国交付金又は国・都補助金の算定に用いられる補助率が2分の1である事業

ア 別表第2の基準額表により算出した基準額の合計金額を、補助基準額とする。

(大規模修繕等の場合にあつては、公的機関見積り額と民間工事請負業者2社の見積り額とを比較し、いずれか少ない金額)

イ 補助基準額と、対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額に8分の7を乗じる。

(3) 賃貸物件を活用して施設整備を行う事業

ア 本園整備の場合、対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額に8分の7を乗じて得た額と8,000万円のいずれか少ない額

イ 分園整備の場合、対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額に8分の7を乗じて得た額と3,000万円のいずれか少ない額

ウ 施設整備期間に賃借料が発生する場合、対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額と4,100万円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額。

(4) 第1号による補助を受ける事業を行う場合の高騰加算

ア 別表第2の基準額表のうち、本体工事費、特殊附帯工事費、地域の余裕スペース活用促進加算、解体撤去工事、仮施設整備工事に係る基準額の合計金額に25パーセントを乗じた金額を、補助基準額とする。ただし、平成28年度中に着工する事業については、「25パーセント」とあるのは「30パーセント」と読み替えて適用するものとする。

イ 対象経費の実支出額から寄附金等その他の収入を差し引いた額から第1号アによる基準額を差し引いた額と、アによる補助基準額のいずれか少ない金額に8分の7を乗じる。ただし、区が東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助金による高騰加算において16分の15の補助率が適用される場合は、「8分の7」とあるのは「16分の15」と読み替えて適用するものとする。

(整備計画書の提出)

第5条 この要綱により補助を受けようとする法人等(以下「申請者」という。)は、保育園整備計画書(様式第1号)を原則として工事を行う前年の別に定める期日までに区長に提出するものとする。

(補助金内示の通知)

第6条 区長は、国交付金又は国・都補助金内示後、速やかに申請者に様式第2号により内示の通知をする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金交付申請書(様式第3号)を前条の規定による内示後、速やかに

区長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助事業の目的及び内容の適合性並びに事業費算定の基礎を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、修正を加え又は条件を付して決定することができる。

3 区長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に、補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の申請の撤回)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付の決定の日から14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(交付請求)

第10条 交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次のうち必要な書類を添付し、様式第5号により区長に請求する。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 口座振替依頼書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 区長は、前条の規定による請求がなされ、その請求が正当であるときは、交付決定者に支払うものとする。

(状況報告)

第12条 交付決定者は、工事に着工したときは、様式第6号により着工から7日以内に区長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、工事の進捗状況等について、様式第7号により12月末現在の状況を翌月の10日までに区長に報告しなければならない。

3 区長は、必要がある場合は交付決定者に対し工事進捗状況等につて、随時に報告を求めることができる。

(承認事項)

第13条 交付決定者は次の各号のいずれかに該当するときは、計画変更・廃止承認申請書(様式第8号)により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。(補助事業等に実質的影響のない場合を除く。)
- (2) 補助事業の建物の規模構造若しくは用途又は定員を変更しようとするとき。(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第14条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第15条 区長は、第12条及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、交付決定者が前項の命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることができる。

(決定の取消し)

第16条 区長は、この補助金の交付の決定後に国交付金又は国・都補助金の交付決定がなされない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

3 区長は、その他の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(実績報告)

第17条 この補助に係る事業実績報告は、事業が完了したとき又は事業廃止の承認を受けたときは、当該事業が完了した日、当該廃止承認の通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、様式第9号により区長に提出する。

(補助金の額の確定及び通知)

第18条 交付すべき補助金の額の確定は、前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、補助すべき額を確定し、様式第10号により通知する。

(是正のための措置)

第19条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の

内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための処置を命ずることができる。

2 第17条の規定による実績報告は、前項の規定による命令により必要な処置をした場合においても、これを行わなければならない。

(補助金の返還)

第20条 区長は、第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(違約加算金)

第21条 第16条第2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定に基づき返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第22条 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は切り捨てる。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限等)

第24条 この補助事業により取得した財産は、補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得した後、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 区長は、交付決定者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助条件)

第25条 この補助事業に係る一切の契約については、以下の条件を定めるものとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、足

立区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(2) 契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(3) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(書類の整備保管)

第26条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

(消費税の仕入税額控除)

第27条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除が確定したときは、速やかに様式第11号により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入税額控除相当額の全部又は一部の返納を命じることができる。

(委任)

第28条 区長は、この要綱に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第10条に定める事務を除く。

付 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

2 足立区私立保育園施設整備費補助要綱（平成6年3月31日付け5足福育発第1153号区長決定）は、廃止する。

付 則（21足子保発第2706号 区長決定）

この要綱は、平成21年11月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則（22足子保発第4126号 平成23年3月31日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（23足子保発第3339号 平成24年1月6日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（23足子保発第4056号 平成24年2月23日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（25足子保発第711号 平成25年5月22日子ども家庭部長決定）

この要綱は、平成25年5月22日から施行し、改正後の足立区私立保育園施設整備費補助要綱の規定は、平成24年度に交付決定する補助金から適用する。

付 則（27足教子施発第2339号 平成27年12月9日子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（28足教子整発第728号 平成28年9月8日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（28足教子整発第1155号 平成28年12月2日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則（29足教子整発第52号 平成29年4月14日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（29足教子整発第267号 平成29年6月12日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 自己所有物件

対 象 経 費	内 容
本體工事費	施設整備（保育所を設置し、又は改修し、当該保育所において保育を実施するために必要な施設整備及び改修整備等をいう。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費（平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策整備交付金における特殊附帯工事について」を準用。）
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（平成20年6月12日雇児発第0612007号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」を準用。（ただし、交付基準の算定を除く。）） ※改築、増改築、大規模修繕等の場合が対象。ただし、大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象。
保育所開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用（整備費の対象とならない備品類の購入費や開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用）
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用

2 賃貸物件

対 象 事 業	対 象 経 費
第4条第3号ア・イ賃貸物件を活用して施設整備を行う事業	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等に係る費用。（建物の躯体工事費及び貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料を除き、内装工事費等に限る。）
第4条第3号ウ賃貸物件を活用して施設整備を行う事業	既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金を除く。）に係る費用 ※事業者が内装工事等に着工した日から開設日の前日までに

	係る家賃等で、かつ、内装工事等に着工した日以後に支払った額に限る。
--	-----------------------------------

別表第2（第4条関係）

単位：千円

本体工事費	定員 20 名以下	1 0 7, 8 0 0
	定員 21～30 名	1 1 3, 1 0 0
	定員 31～40 名	1 3 1, 3 0 0
	定員 41～70 名	1 4 9, 8 0 0
	定員 71～100 名	1 9 4, 6 0 0
	定員 101～130 名	2 3 4, 0 0 0
	定員 131～160 名	2 7 0, 9 0 0
	定員 161～190 名	3 0 7, 7 0 0
	定員 191～220 名	3 4 1, 8 0 0
	定員 221～250 名	3 7 8, 7 0 0
	定員 251 名以上	4 2 0, 8 0 0
特殊附帯工事費	1 4, 8 4 0	
創設時における放課後児童 クラブの併設	1 4, 8 4 0	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の 5%（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。）	
保育所開設準備費加算	定員 20 名以下	5 2
	定員 21～30 名	3 9
	定員 31～40 名	3 4
	定員 41～70 名	3 0
	定員 71～100 名	2 5
	定員 101～130 名	2 0
	定員 131～160 名	1 9
	定員 161 名以上	1 8
土地借料補助加算	4 3, 7 0 0	
地域の余裕スペース活用促進加算	1 5, 2 9 0	
解体撤去工事	定員 20 名以下	2, 1 5 7
	定員 21～30 名	2, 4 4 5
	定員 31～40 名	3, 2 6 1
	定員 41～70 名	4, 1 0 4

	定員 71～100 名	5, 7 8 7
	定員 101～130 名	6, 9 4 4
	定員 131～160 名	8, 6 8 0
	定員 161～190 名	1 0, 4 1 7
	定員 191～220 名	1 2, 1 5 2
	定員 221～250 名	1 3, 8 8 9
	定員 251 名以上	1 5, 6 2 6
仮施設整備工事	定員 20 名以下	3, 8 4 0
	定員 21～30 名	4, 6 8 7
	定員 31～40 名	5, 6 8 1
	定員 41～70 名	7, 8 9 1
	定員 71～100 名	1 1, 8 3 7
	定員 101～130 名	1 4, 2 0 5
	定員 131～160 名	1 7, 7 5 6
	定員 161～190 名	1 9, 4 1 4
	定員 191～220 名	2 2, 6 4 9
	定員 221～250 名	2 5, 8 8 5
	定員 251 名以上	2 9, 1 2 2

※増築、一部増改築等、当該工事部分が定員の全てにかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の定員数で除して得た数を整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とする。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定する。(いずれも小数点以下切捨て)

※2か年に渡り整備を行う事業における2年目の補助基準額については、初年度に設定された基準額を適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

所在地

法人名

代表者

⑨

保育園整備計画書の提出について

当法人の保育園整備計画書を別紙のとおり提出します。

記

1 施設名

2 経営主体

3 設置場所

4 整備区分

5 定員

6 敷地の面積

7 規模及び構造

1 階床面積 m^2

2 階床面積 m^2

延べ床面積 m^2

8 資金計画

支出

本園舎

円

仮園舎

円

その他

円

合計

円

収入

国庫補助（交付金）

円

都補助（負担）

円

区補助金

円

設置者負担

円

その他からの借入

円

合計

円

9 添付書類

別紙1 建物・土地の状況（東京都保育所設置認可事務取扱要綱第3号様式）

別紙2（事業費・資金調達一覧表）

配置図及び平面図

本園舎及び仮園舎の見積書

その他

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

年度足立区私立保育園施設整備費補助金の内示について

年 月 日付、貴法人より提出のあった保育園整備計画については、下記により区補助金を交付する予定であるので、通知します。

記

- 1 施設名
- 2 整備区分
- 3 補助予定額

（参考）国交付金又は国・都補助金内示額

以上

補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

印

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成を受けようとする事業及び金額

2 添付書類

理由書（別紙1）

助成を受けようとする事業及びこれに伴う収支予算書（別紙2、3）

国又は他の地方公共団体から受ける助成の方法及び程度を記載した書類

貸借対照表及び収支計算書

工事請負契約書 建築確認申請書 園舎の平面図（各部屋の面積記入）、立面図

設計監理業務委託契約書 備品購入確約書 借入金償還計画内訳書

本園舎・仮園舎の見積書 各室部屋別面積表 その他

理由書

(提出先)

足立区教育委員会

年 月 日

法人名

所在地

代表者

印

下記の理由により補助金の交付の申請をします。

記

以上

事業計画書

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 定員

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合 計
整備前定員							
整備後定員							
増 減							

3 施設の整備規模

(1) 施設の規模及び構造 (本体園舎)

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 (自己所有 借地 _____)

ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²

エ 建物の構造 (_____ 造り _____ 階建て)

(2) 施設の規模及び構造 (仮園舎)

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 (自己所有 借地 _____)

ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²

エ 建物の構造 (_____ 造り _____ 階建て)

4 事業費の内訳

本体園舎工事費 _____ 円

仮園舎工事費 _____ 円

設計委託料 _____ 円

備品等 _____ 円

その他 _____ 円

合 計 _____ 円

別紙 2 - 2 (様式第 3 号)

5 財源内訳

国・都補助金	_____円
足立区補助金	_____円
借入金 ()	_____円
設置者負担金	_____円
その他	_____円
合 計	_____円

6 工事予定期間

ア 契約予定年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
イ 着工予定年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
ウ 竣工予定年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
エ 事業開始予定年月日		年	月	日

年度 保育園建設工事 歳入歳出予算書 (収支予算書)

(保育園)

(歳入)

科 目	予 算 額	備 考
国・都補助金		
足立区補助金		
福祉医療機構		
東京都福祉振興財団		
寄付金		
設置者負担		
その他		
合 計		

(歳出)

科 目	予 算 額	備 考
園舎工事費		
設計委託料		
備品等		
仮園舎工事費		
その他の工事		
合 計		

上記のとおり収支予算書を提出します。

年 月 日

法人名
代表者

㊞

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記のとおり助成することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定金額

決定額 金 _____ 円

内訳 本体園舎分 金 _____ 円

仮園舎分 金 _____ 円

2 補助金交付の条件

請 求 書

請求金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
------	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付、 第 号により交付決定を受けた補助金
として、上記の金額を請求します。

年 月 日
(提出先)
足立区長

法人名
所在地
代表者

㊞

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

所在地

施設名

代表者

印

工事の着工届について

当園の保育園園舎工事の着工届を下記のとおり報告します。

所在地	
建物の構造 及び面積	_____造り _____階建て _____㎡
工事会社名	
契約年月日	
着工年月日	
完成予定年月日	
児童入園年月日	
備 考 本体工事 仮園舎工事 解体工事	

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

所在地

施設名

代表者

印

工事進捗状況等報告書

年度足立区私立保育園施設整備費補助金による工事の進捗状況等について、下記のとおり報告します。

記

区費補助額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D (100-C) %	繰越見込額 E (A×D) 円	備考

計画変更・廃止承認申請書

年 月 日

(提出先)

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

㊞

年 月 日付 収第 号で補助を受けた事業の計画を下記のとおり変更・廃止したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更・廃止したい事業

2 変更・廃止理由

3 添付書類

事業変更の計画書及びこれに伴う収支予算書

その他

様式第9号（第17条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

印

年度足立区私立保育園施設整備費補助金の事業実績報告について

年 月 日付

収第

号で交付決定を受けた

年度足立区

私立保育園施設整備費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

- | | |
|-----------|-----|
| 1 事業実績報告書 | 別紙1 |
| 2 収支計算書 | 別紙2 |
| 3 備品購入内訳書 | 別紙3 |
| 4 財産目録 | |
| 5 その他 | |

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 定員

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
整備前定員							
整備後定員							
増減							

3 施設の整備規模

(1) 施設の規模及び構造 (本体園舎)

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 (自己所有 借地)

ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²

エ 建物の構造 (_____ 造り _____ 階建て)

(2) 施設の規模及び構造 (仮園舎)

ア 敷地面積 _____ m²

イ 敷地の所有関係 (自己所有 借地)

ウ 建物の面積 建築面積 _____ m² 延べ面積 _____ m²

エ 建物の構造 (_____ 造り _____ 階建て)

4 事業費の内訳

本体園舎工事費 _____ 円

仮園舎工事費 _____ 円

設計委託料 _____ 円

備品等 _____ 円

その他 _____ 円

合計 _____ 円

別紙 1 - 2 (様式第 9 号)

5 財源内訳

国・都補助金	_____円
足立区補助金	_____円
借入金 ()	_____円
設置者負担金	_____円
その他	_____円
合 計	_____円

6 施工期間

ア 契約年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
イ 着工年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
ウ 竣工年月日	本体園舎	年	月	日
	仮園舎	年	月	日
エ 事業開始年月日		年	月	日

7 添付書類

工事請負契約書の写し

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し (仮園舎整備のみ)

工事完了を確認するに足る検査済証の写し (建築基準法第 7 条第 3 項又は第 18 条第 7 項の規定による検査済証)

各室面積表

園舎建物平面図 (部屋別の面積記入) 及び立面図

建物内外主要部分の写真

請求書又は領収書の写し

工事完了届

設計監理委託契約書

その他

年度 保育園建設工事 歳入歳出決算書 (収支計算書)

(保育園)

(歳入)

科 目	予 算 額	備 考
国・都補助金		
足立区補助金		
福祉医療機構		
東京都福祉振興財団		
寄付金		
設置者負担		
その他		
合 計		

(歳出)

科 目	予 算 額	備 考
園舎工事費		
設計委託料		
備品等		
仮園舎工事費		
その他の工事		
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

法人名
代表者

㊞

補助金確定通知書

収第 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

年 月 日付で事業報告のあった施設整備について、下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定金額

確定額 金 _____ 円

内訳 本体園舎分 金 _____ 円

仮園舎分 金 _____ 円

2 既交付済額

金 _____ 円

3 返還額

金 _____ 円

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

印

年度消費税及び地方消費税仕入税額控除について

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度足立区
私立保育園施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

記

1 足立区私立保育園施設整備費補助金の交付決定額

金 _____ 円

2 1のうち、消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額

金 _____ 円

以上